

平成 29 年 9 月 12 日

株主各位

東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日（日曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 9 月 30 日（土曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には前日の平成 29 年 9 月 29 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、平成 29 年 10 月 1 日（日曜日）をもって、当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更し、140,000,000 株から 280,000,000 株といたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 29 年 10 月下旬にお届出のご住所にお送りする予定です。
2. 平成 29 年 10 月 2 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。